

令和 8 年度

第 1 回 太宰府市歴史の風致維持向上協議会

令和 8 年 8 月 2 6 日（水） 1 4 時～
太宰府市役所 4 階 407 会議室

■配布資料一覧

次第

太宰府市歴史的風致維持向上協議会委員名簿

太宰府市歴史的風致維持向上協議会規則

資料

①太宰府市歴史的風致維持向上計画(2期)の変更について

②令和8年度太宰府市歴史的風致維持向上計画(2期)の進捗状況
について

令和 8 年度 第 1 回 太宰府市歴史的風致維持向上協議会 次第

日時：令和 8 年 8 月 26 日（水） 14 時～

場所：太宰府市役所 4 階 407 会議室

開 会

1. 委嘱状交付

2. あいさつ

3. 議事

①太宰府市歴史的風致維持向上計画(2 期)の変更について

②令和 8 年度太宰府市歴史的風致維持向上計画(2 期)の進捗状況について

4. その他

太宰府市歴史的風致維持向上協議会委員名簿

任期：令和6年11月1日～令和8年10月31日

No.	区分 (規則第3条)	氏 名	所 属	備 考
1	識見を有する者	辻田 淳一郎	九州大学人文科学研究院教授	
2		森 弘子	福岡県文化財保護審議会委員	
3	関係団体を代表する者	菊武 良一	(公財)古都大宰府保存協会 事務局長	
4		赤松 悟	都市・建築遺産保存支援機構	
5	関係行政機関の職員	一瀬 智	福岡県教育庁文化財保護課 文化財保護係長	R8.6.1～
6		河野 寿浩	福岡県建築都市部都市計画課 行政係長	R8.6.1～
7		伊藤 健一	太宰府市都市整備部長	
8		添田 邦彦	太宰府市教育部長	
9	その他市長が必要と認める者	八尋 和郎	(株)ちくぎん地域経済研究所 代表取締役社長	
10		徳重 善幸	市民公募	
11		島田 文恵	太宰府市商工会	

[事務局・事業課]

No.	氏 名	職 名	備 考
1	古賀 千年志	都市計画課長	
2	宮崎 亮一	都市計画課景観・歴史のまち推進係長	
3	田中 利奈	都市計画課主任主事	R8.7.1～
4	井上 信正	教育部文化財課課長	
5	高橋 学	教育部文化財課調査係長	
6	沖田 正大	教育部文化財課保護活用係長	
7	満崎 哲也	観光経済部産業振興課長	

○太宰府市歴史的風致維持向上協議会規則

平成23年3月23日

規則第11号

改正 平成24年3月22日規則第15号

平成25年3月28日規則第14号

平成26年3月31日規則第14号

平成29年3月31日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例（昭和60年条例第17号）の規定に基づき、太宰府市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の変更に関する協議を行うこと。
- (2) 法第5条第8項の認定を受けた計画の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(平24規則15・平25規則14・平26規則14・平29規則20・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、この規則の施行の際、第3条の規定により委嘱又は任命される委員の任期については、平成24年7月13日までとする。

附 則 (平成24年規則第15号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第14号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第14号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第20号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

観光・歴史まちづくり推進事業（R8年度）

概要

「地域の観光資源充実のための環境整備推進事業」のうち、主として歴まち計画認定都市を対象にした歴史的資源を核としたエリア一帯の環境整備

事業内容

■ 歴まち計画認定都市

- ①街並みの高質化…歴史的な街並みを高質化し、観光地としての魅力・ポテンシヤル向上に寄与
- ②観光インフラ整備…観光客の受入環境向上に寄与する公共施設の整備
- ③建造物の改修等…歴史的な街並みの向上、歴史的建造物の活用・継承のための建造物の改修、復元等
- ④環境整備のためのビジョン・戦略策定…計画作成※、調査・検討
- ⑤整備効果促進…①～③の取組と一体となって歴史的資源を活かした観光まちづくりの効果をさらに高めるもの

要件：

- ・歴史まちづくり計画に位置付けられる事業
- ・歴史まちづくり計画の重点区域で行われる事業

※歴史まちづくり計画2期以降の作成については上記要件は不要

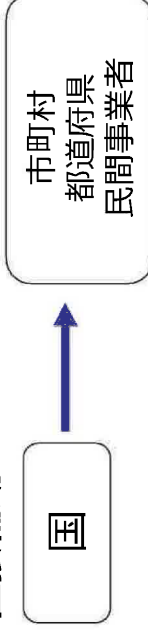
補助率等

- ①～③：1/2（間接補助の場合は事業主体の補助に要する費用の1/2又は当該補助事業費の1/3のいずれか低い額）
- ④、⑤：10/10（上限1,000万円）

事業形態

※要望調査は市町村に対して行う。

■ 直接補助



■ 間接補助



■ 歴まち計画非認定都市

- ④環境整備のためのビジョン・戦略策定…歴史まちづくり計画作成に繋がる調査等
- 要件：
- ・歴史まちづくり計画作成に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村

主な支援対象イメージ



まちなみの高質化
(福岡県太宰府市)



観光交流施設の整備
(山口県新庄市)



水辺空間の復元整備
(千葉県香取市)



歴史的建造物の防災対策
(愛知県西尾市)



歴史的建造物の修景
(東京都宇治市)



歴史的建造物の保存・再生
(和歌山県広川町)



休憩所の整備
(岐阜県高山市)



伝統行事等の支援
(島根県松江市)